

子育て・介護関係26手続のオンライン申請を開始します

4月3日(月)から、子育て・介護関係の一部の手続について、国が運営しているオンラインサービス「マイナポータル(ぴったりサービス)」を利用して、スマートフォンやパソコン等からマイナンバーカードを使って電子申請ができるようになります。

■電子申請できる手続(26手続)

制度	手続名	担当課
児童手当	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求 児童手当等の額の改定の請求及び届出 氏名変更/住所変更等の届出 受給事由消滅の届出 未支払の児童手当等の請求 児童手当等に係る寄附の申出 児童手当等に係る寄附変更等の申出 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出 児童手当等の現況届 	役場民生課 ☎820-1505
児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当の現況届 	
保育	<ul style="list-style-type: none"> 支給認定の申請・保育施設等の利用申込・保育施設等の現況届 	
母子保健	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠の届出 	
介護保険	<ul style="list-style-type: none"> 要介護、要支援認定の申請 要介護、要支援更新認定の申請 要介護、要支援状態区分変更認定の申請 居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 介護保険負担割合証の再交付申請 被保険者証の再交付申請 高額介護(予防)サービス費の支給申請 介護保険負担限度額認定申請 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 住所移転後の要介護、要支援認定申請 	役場保険健康課 ☎820-1504

※手続によっては別途、書類(原本)の提出や面談が必要な場合があります。

①ぴったりサービスを検索

ぴったりサービス 検索

マイナポータル(ぴったりサービス)

②市区町村の選択、手続検索

③電子申請

- 必要事項を入力
- 添付書類を登録
- 電子署名

マイナンバーカードで電子署名

詳細は「マイナポータル(ぴったりサービス)」のサイトをご覧ください。手続内容や受付時期などに関することは、各担当課へお問い合わせください。

問合せ 役場総務課 ☎820-1510 (ぴったりサービスの利用方法に関すること)

お知らせ

「募集」「イベント」「お知らせ」など暮らしに役立つ情報をお届けします。



統一地方選挙が行われます 「素敵じゃね! 票に希望を託すキミ」

明るく住みよい町づくりは、私達の願いです。その願いを託すもっとも身近で重要な選挙です。みんなそろって投票しましょう。

選挙の当日、仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票所へ行くことができない方は、期日前投票を行うことができます。(入場券が届いていれば、ご持参ください。)

選挙名	広島県議会議員一般選挙	坂町議会議員一般選挙
告示日	3月31日(金)	4月18日(火)
投票日	4月9日(日) 7時~20時	4月23日(日) 7時~20時
投票の方法	投票日当日、投票所入場券に記載されている投票所で投票してください。	
期日前投票	4月1日(土)~4月8日(土) 時間 8時30分~20時 場所 坂町役場2階	4月19日(水)~4月22日(土) 時間 8時30分~20時 場所 坂町役場2階

統一地方選挙の「選挙公報」が発行されます

「選挙公報」は、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載するものです。

3月31日(金)告示の広島県議会議員一般選挙は4月4日(火)頃、

4月18日(火)告示の坂町議会議員一般選挙は4月21日(金)頃、

行政連絡員から各世帯に配布される予定です。

問合せ 坂町選挙管理委員会事務局 ☎820-1510



こども医療費助成制度の対象者を拡充します

4月1日(土)から、「乳幼児等医療費助成制度」を「こども医療費助成制度」へと改称し、対象者及び一部負担金を変更します。

	変更前	変更後
受給者証名	乳幼児等医療費受給者証	こども医療費受給者証
対象者	通院	小学校6年生まで
	入院	中学校3年生まで
一部負担金	通院	500円(月4日まで)
	入院	500円(月14日まで)
		個人住民税課税世帯: 500円(月4日まで) 個人住民税非課税世帯: 無料
		個人住民税課税世帯: 500円(月14日まで) 個人住民税非課税世帯: 無料

旧制度の対象者には受給者証を、新制度によって新たに対象となる方には申請書を送付しています。旧制度の受給者証は、有効期間内であっても利用できませんのでご注意ください。

問合せ 役場民生課 ☎820-1505